

パブリックコメントにおけるご意見を踏まえた東京都肝炎対策指針の修正について

資料 3-2

	修正箇所		修正前	修正後	修正理由
1	P5	7 肝炎医療の提供体制及び人材育成 (1)肝炎診療ネットワークの充実	「イ（略）さらに、肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援を行うため、肝炎医療コーディネーターの配置に努める。」	「イ（略）さらに、肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援を行うため、肝炎コーディネーターの配置に努める。」	「肝炎医療コーディネーター」を「肝炎コーディネーター」に修正
2	P5	7 肝炎医療の提供体制及び人材育成 (1)肝炎診療ネットワークの充実	「ウ（略）さらに、肝炎医療コーディネーターを配置し、肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援を行う。」	「ウ（略）さらに、肝炎コーディネーターを配置し、肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援を行う。」	同上
3	P5	7 肝炎医療の提供体制及び人材育成 (1)肝炎診療ネットワークの充実	「エ（略）また、肝炎医療コーディネーターを配置し、肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援を行う。」	「エ（略）また、肝炎コーディネーターを配置し、肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援を行う。」	同上
4	P5	7 肝炎医療の提供体制及び人材育成 (3) 地域や職域での肝炎対策の理解促進	「肝臓専門医療機関、区市町村や職域の健康管理担当者、患者団体等は、都が実施する研修の受講等により肝炎等に関する知識を深め、職場の肝炎患者等が早期受診し、就労を維持しながら治療を継続できるよう環境整備に努める。」	「肝臓専門医療機関、区市町村や職域の健康管理担当者、患者団体等は、都が実施する肝炎コーディネーター養成研修の受講等により肝炎等に関する知識を深め、職場の肝炎患者等が早期受診し、就労を維持しながら治療を継続できるよう環境整備に努める。」	肝炎コーディネーター養成研修であることを明記